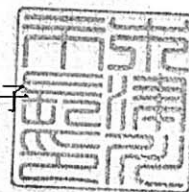


木津川市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による相楽都市計画道路事業の事業計画の変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年2月28日

木津川市長 河井 規子



1 施行者の名称

京都府

2 都市計画事業の種類及び名称

平成23年近畿地方整備局告示第90号相楽都市計画道路事業3・1・17号
東中央線及び3・5・13号木津加茂線

3 事業施行期間

自 平成23年3月29日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

5 図書の写しの縦覧場所

木津川市建設部都市計画課